

下大野線整備事業に伴う説明会次第

日時：令和5年11月1日(水) 午後7時～

場所：古河市中央公民館 会議室1、2

1. 開 会

2. あいさつ

3. 担当職員紹介

4. 事業概要説明

5. 質 疑

6. 閉 会

古河市役所 (三和庁舎)
都市建設部 都市計画課 用地係
電話 0280-76-1511 (内線 2414、2421)

下大野線 平面図

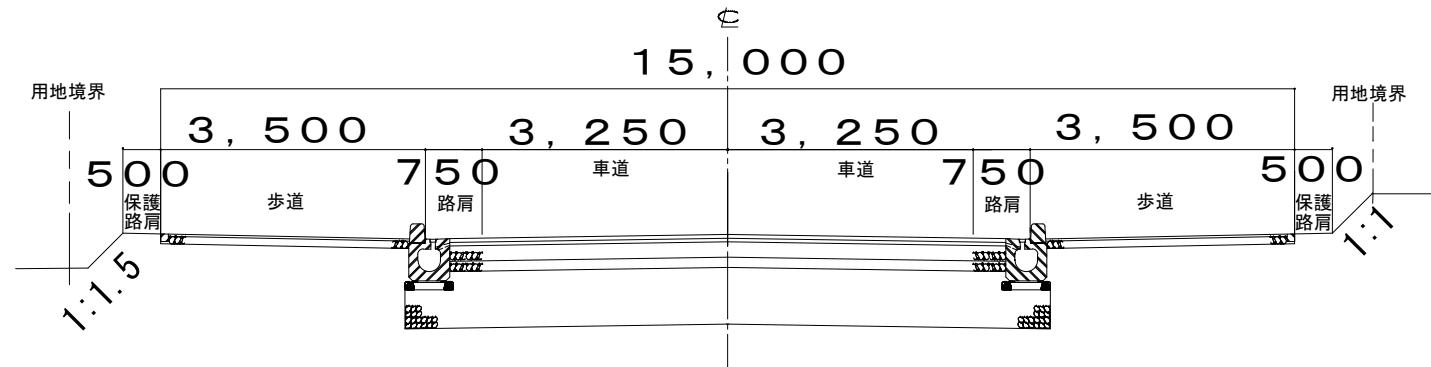
事業期間 令和5年度～令和14年度
道路延長 約1,300m 道路幅員12～15m



下大野線整備事業 標準横断計画図（案）

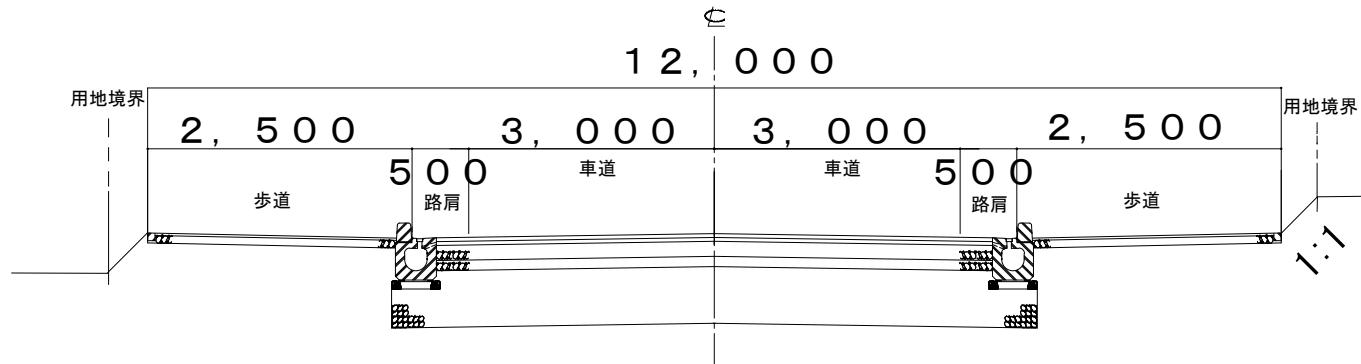
（下大野北交差点～総和庁舎東交差点）

一般部



（総和庁舎東交差点～総和中学校西交差点）

一般部



※交差点部は右折帯を設けますので+3.0mとなります。

【事業の進め方】

公共事業はこのように進めていきます



1. 事業計画

地域の現状や、将来の展望をもとに道路法・河川法及び都市計画法などの法律に基づいて事業計画が決定され、計画図が作成されます。



2. 地元説明会

関係地権者の皆様に、事業の概要・進め方等について説明を行います。

令和5年11月1日（本日）実施



3. 測量

現地の地形や土地の利用状況を明らかにするために道路の各種測量や地質調査等を行います。

その際の土地の立入りにご協力を願いいたします。

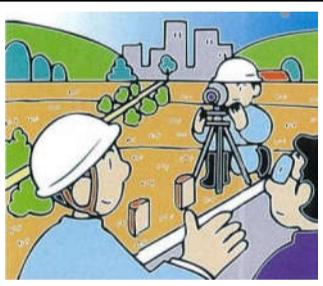


4. 境界立ち会い

後日、通知いたします。

官民境界および民民境界を確認するため、境界立ち会いをお願いいたします。

立ち会いの日時については、事前に地権者の皆様にご連絡いたします。



5. 用地測量

土地の境界を確認していただきましたら、土地の面積を算出するために用地の測量を行います。



6. 設計

測量に基づき、道路や河川の構造を決める設計を行って設計図を作成します。

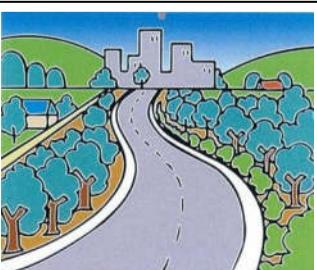


7. 地元説明会

道路や水路の構造が決まりましたら、関係者の皆様に道路などの構造について説明を行います。

設計図面ができあがりましたら、事業対象となる方を対象に再度説明会を行います。

【事業の進め方】

	<h2>8. 用地幅杭設置</h2> <p>事業に必要な土地の範囲を示す用地幅杭を設置しますので、ご協力をお願ひいたします。これによって、皆様の土地がどこまで道路になるかがわかります。</p>
	<h2>9. 物件の調査</h2> <p>事業対象地内にある建物や立木ブロック塀等の工作物を調査いたします。</p>
	<h2>10. 買収額・補償額の算定</h2> <p>「茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準」に準じて、適正かつ公平に算出いたします。</p>
	<h2>11. 用地交渉・契約</h2> <p>補償額の算定が終わりましたら、地権者のお宅へ担当職員がお伺いし、用地提供の協力をお願ひするとともに、補償額等について説明いたします。協議の結果、納得いただければ契約の締結を行います。</p>
	<h2>12. 用地費等の支払い</h2> <ul style="list-style-type: none">用地費等の支払いについては、契約締結後一部を銀行等へ振込によりお支払いいたします。残金については、更地の場合、市の名義に登記され次第、物件がある場合登記が済み移転が確認され次第お支払いいたします。 <p>※お譲りいただいた土地は、市の費用負担で所有権移転登記を行います。</p>
	<h2>13. 工事の着工</h2> <p>用地買収が完了したエリアから順番に道路工事に着手します。工事にあたりましては、地域の皆様のご協力をお願ひいたします。</p>
	<h2>14. 道路の完成</h2> <p>歩行者や自転車の安全や車両の円滑な交通が確保され、快適な道路利用が図れます。</p>

※ 公事業に協力していただきますと、用地費や補償費に対して税法上の優遇措置が認められています。
詳しくは担当職員にお問い合わせください。